

「これまでの懇話会を振り返る」

第7回郡上市住民自治推進懇話会資料

平成24年6月5日(火)

岐阜経済大学経済学部 専任講師 今井良幸

懇話会これまでの歩み①

第1回(平成23年9月22日)

- 懇話会についての概要説明、座長などの選出
- 「市民の皆さんが市政や地域の主人公となる住民自治の推進について」

第2回(平成23年11月7日)

• ワークショップ

「身近な住民自治を考えよう –あなたも実践している住民自治–」

第3回(平成23年12月6日)

• ワークショップ

「市民、自治会、事業所・NPO、行政それぞれの役割を考える」

第4回(平成24年1月25日)

• ワークショップの振り返り

• 平成24年度の取り組み予定の確認

懇話会これまでの歩み②

第5回(平成24年3月2日)

- ・「自治基本条例とは? -そのかたち、中身、他の事例を見る-」
- ・県内市町の自治基本条例への取り組み状況について

第6回(平成24年5月21日)

- ・垂井町 神田さんに来ていただいたの勉強会

第1回ワークショップ(11月7日)

□「身近な住民自治を考えようーあなたも実践している住民自治ー」

【目的】

懇話会の目的でもある「住民自治」について、皆さんの身近な生活の中で実践していることについて出し合い、**住民自治は身近なものであることを実感**してもらうことが目的であった。

【ワークショップの内容】

- ・清掃活動(公園や河川の清掃、道路の草刈りなど)
- ・伝統文化(地域のまつりや公民館を中心とした活動など)
- ・自治会、PTA、シニアクラブ、公民館などの単位ごとの行事など幅広い活動を行っていることが明らかとなった

【課題】

特に地区全体の取り組みの**課題**として、少子高齢化による**担い手の減少**、地区内の住民同士の**交流の希薄化**、**行事のマンネリ化**など

第2回ワークショップ(12月6日)

□「市民、自治会、事業所・NPO、行政それぞれの役割を考える」

【目的】

「住民自治」にかかわるテーマについて、課題を見つけた上で、その課題を①自分や隣近所で解決できること、②自治会など広域な取り組みにより解決できること、③事業所やNPOにより解決できること、④行政が実施するもの、に分類し、①から④それぞれの役割を認識してもらうことを目的とした。

【ワークショップの内容】

各班が選択したテーマは様々であったが、いずれのテーマも①から④それぞれの役割があり、単独で解決できることは限られ、それぞれが協働する必要があることを認識することができた。

【ワークショップから見えてきたこと】

地域の抱える様々な課題を解決する、あるいはよりよい状況にしていくには、地域に関わる全ての主体が「協働」を進めていく必要がある。

仕組みの確立のために【第4回資料】

□ 仕組みの確立はどうすればよいか？

➤ 現状

- 「市民協働指針」や「市民協働センター」、「情報公開制度」など住民参加に関する**施策が統一的でない**
- 各種の計画の策定について、住民の意見を反映する**統一的なルールがない**
- 市民、行政の間に「協働」という意識が**十分に認識されているとは言えない**。また、協働の意識があっても、参加の方法が**明確にされておらず、参加しづらい状況がある**

➡ みんなが認識することのできる**共通のルール**が必要

= 自治基本条例である

自治基本条例をかたち、中身づくり【第5回資料】

➤ どのようなかたち、中身の条例にすればよいか？

自治基本条例＝かたちによる**優劣はない**

それよりも条例のしくみがいかに**上手く機能するかが重要**

【具体的には】

- ・自分たちのまちの現状に合わせる
- ・実現不可能な高度な内容を無理に入れない
- ・みんなの議論の中で、かたちや条文の要、不要を考える
- ・わかりやすい条文構成、文体にする

みんなが内容を理解し、実際に機能する仕組みを目指す！！

条例の策定後はどう変わるのか？①【第5回資料】

自治基本条例
と同時に施行

行政側の視点
【岸和田市の場合】

自治基本条例

意見聴取の
手続に関する
条例

審議会等の
委員の公募に
関する条例

審議会等の
会議及び会議
録の公開に関
する条例

住民投票
条例

外部監査契
約に基づく監
査に関する条
例

条例に基づいた行政の住民参加・情報公開の実践化



行政の仕事を進める方法は当然変わることになる



職員の意識の変化が不可欠となる

条例の策定後はどう変わるのか？②【第5回資料】

自治基本条例18条3項

前2項に規定する意見の聴取に関する手続その他**必要な事項については、別に条例で定める。**



個別条例で具体化

【岸和田市意見聴取の手続に関する条例】

(趣旨)

第1条 この条例は、**岸和田市自治基本条例(平成16年条例第16号。以下「自治基本条例」という。)**第18条の規定による意見聴取の手続(以下「意見聴取手続」という。)に関し**必要な事項を定めるものとする。**

⇒別途条例が制定されることにより、**自治基本条例の考え方が具体化され、実際の仕組みとして確立されることになる**

条例の策定後はどう変わるのか？③【第5回資料】

➤ 住民(NPO・事業者などを含む)側の視点

自治基本条例

= 住民参加の仕組みの確立

(⇒ 行政運営の仕組みのなかに組み込まれ、**それがなければ行政は進んでいかない**ことになる)

【具体例】

- ・ 審議会における公募委員制の導入
- ・ パブリック・コメントの実施
- ・ 総合計画への住民参加 など

また、これらの制度を前提に住民自ら**まちづくりに参加する責務**が定められる場合もある



住民の意識も変化しなければならない

まとめ

□これまでの懇話会の内容から明らかになったこと

- 郡上市においては現在も広い範囲での住民自治の取り組みが行われている
- 一方で、担い手の減少、行事等のマンネリ化という問題もある
- このような問題を解消するためには、地域の中において、住民、自治会などの地域組織、事業者やNPOなどの組織、そして行政が協働していく必要がある
- 協働の仕組み、あるいは協働するための前提となる情報公開の仕組みなどについては、市民が広く知る必要がある
- そのための仕組みが自治基本条例である
- もっとも、条例を作るだけでは意味がなく、随時見直し、実際に活かした条例でないと意味がない